

## 横須賀小学校PTA表彰内規

第1条 会員又はその他個人、団体で、次の各項の一つに該当する者は表彰される。

- 1 会則第3条各項に対し特に功績顕著な者。
- 2 児童の事故発生を未然に防ぎ、又は天災、その他非常の事態に際し、  
特別な功績のあった者。
- 3 児童が校内において特別な功績があり、他の模範として推奨すべき者。
- 4 会員が多年その職務に精励し、他の模範として推奨すべき者。
- 5 その他模範として推奨すべき功績又は善行のあった者。

第2条 表彰は表彰状を授与して行われる。

第3条 被表彰者並びに副賞の決定は理事会の審議を経て会長が決定する。

(付 則)平成 11 年4月 19 日 改正